

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：九州防水株式会社
業者の住所：福岡県久留米市合川町422-18
- 2 指名停止措置期間：令和2年8月3日～令和2年11月2日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、九州防水株式会社の取締役が、福岡県朝倉市が発注した九州北部豪雨に係る復旧工事において、事業費の増額や入札価格等を記載した実施計画書を受領する等の便宜を受けた見返りに同市職員に現金を渡したとして、令和2年6月14日、贈賄容疑で福岡県警に逮捕されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる、九州防水株式会社の取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号イ（贈賄）に該当する。

従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～2 省略 (贈賄)	
3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内
4～16 省略	